TACHIRYU CONDITIONING GYM 会員会則

〔定義〕
第1条
本会則は「TACHIRYU CONDITIONING GYM」(以下「本クラブ」という。) の会員及び本クラブに入会しようとする者に適用されるものとする。

〔目的〕
第2条
本クラブは、本クラブ会員が本クラブの施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進及び会員相互の親睦並びにフィットネスライフの振興を図ることを目的とする。

〔管理運営〕
第3条
本クラブのすべての施設は、「株式会社KTAJ」(以下「当社」という。) が経営し、当社はその管理運営にあたる事務所を各施設内に置く。

〔会員制〕
第4条
1.本クラブは会員制とする。
2.会員の本クラブ諸施設の利用範囲、条件及び特典等は、別途定める。
3.会員は、本クラブ諸施設を利用する時は、常に会員証を提示しなければならない。

〔入会資格〕
第5条
本クラブの入会資格は、以下のとおりとする。
1.各会員制度において別途定める資格に該当する者。
2.所定の確認書を提出することにより、本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとに当社に申告した者。
3.本会則に同意する者。
4.過去に当社により除名等の通告を受けていない者。
5.未成年者は保護者の同意が必要とする。

〔入会手続き〕
第6条
本クラブに入会しようとする者は、本会則に同意した上で、以下に定める手続きを行わなければならない。
1.所定の申込書により入会申込みを行い、当社の承認を得た上、別途定める会員区分に従った事務手数料及びその他所定の費用等を当社に払い込みむものとする。
2.未成年者が入会しようとするときは、所定の書類により保護者の同意を得た上で、前項の入会申し込みを行うものとする。この場合、保護者は、自らの会員資格の有無にかかわらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

〔事務手数料・諸会費・諸費用〕
第7条
1.会員区分毎の事務手数料及び諸会費・諸費用は、別途定める。
2.会員は、別途定める諸会費納入期日までに、それぞれの諸会費を払い込まなければならない。
3.一旦納入した事務手数料及び諸会費・諸費用は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

〔会員資格の取得〕
第8条
会員は、第6条所定の手続が完了し、本クラブが発行する会員証を受領した時点において、会員資格を取得したものとする。

〔会員資格の相続・譲渡〕
第9条
本クラブの会員資格は、会員限りとし、これを譲渡することはできない。また、本クラブの会員資格は相続されないものとする。

〔ビジター〕
第10条
1.本クラブが設置する会員制度の一部については、別途定めるところにより、会員以外の者(以下「ビジター」という。)にも本クラブ諸施設を利用させることができる。
2.ビジターは、別途定める施設利用料を支払うものとする。

〔諸規則の遵守〕
第11条
1.会員は、本クラブ諸施設利用にあたり、本会則及び施設内諸規定を遵守し、施設スタッフの指示に従うとともに、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。
2.ビジターが本クラブ諸施設を利用する際も、前項と同様とする。

〔損害賠償責任の免責〕
第12条
1.当社は会員どうしのトラブルについては、一切責任を負わないものとする。
2.法人会員契約に基づく利用者(以下「記名会員」という。)が、諸施設の利用中に記名会員自身が損害を受けた場合、当社は責任を負わないものとする。
3.個人会員(消費者契約法上の「消費者」に該当する個人会員をいう。以下同じ。)が本クラブ諸施設の利用中に会員自身が損害を受けた場合、当社の責に帰する事由がない限り、当社は一切損害賠償責任を負わない。
4.個人会員が当社の責めに帰すべき事由により本クラブ諸施設の利用中に個人会員自身が人的損害を受けた場合、当社は個人会員に対し当社が別途定める基準の限度で賠償責任を負う。ただし、個人会員に故意又は重過失がある場合はこの限りでない。

〔会員の損害賠償責任〕
第13条
会員が本クラブ諸施設の利用中に会員の責に帰する事由により当社又は第三者に対し損害を与えた場合、その会員が当社又は第三者に対し損害賠償責任を負うものとする。
ビジターが負うべき責任についても、前項と同様とする。

〔会員資格喪失〕
第14条
1.会員が次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての権利をすべて喪失する。
 1.会員の都合により退会を申し出、当社がこれを承認した場合。
 2.第15条により除名された場合。
 3.会員本人が死亡した場合。
 4.経営上やむを得ない事由により、本クラブ施設の全部を閉鎖した時。
2.会員資格喪失者は、速やかに当社に対し会員証を返還しなければならない。但し、法人会員契約に基づく会員(以下「法人会員」という。)は会員証を返還する義務を負わない。
3.会員資格喪失者は、会員証を返還するまでは当社に対し諸会費及び諸費用を支払う義務を負い、当社はこれらを請求する権利を有する。
4.本条1項の場合、初期登録料、諸会費及び諸費用は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

〔会員除名〕
第15条
会員が次の各号に該当する場合、当社はその会員を本クラブから除名することができる。
1.本クラブの会則及び諸規則に違反した場合。
2.本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、本クラブ会員としてふさわしくない行為をした場合。
3.諸会費及び諸費用の支払を怠った場合。
4.法令に違反する行為、又は社会通念に反しやマナーに甚だしく欠ける行為があった場合。
5.危険な行為、又は他の会員に対する迷惑行為があった場合。
6.その他当社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めた場合。

〔施設の一時的閉鎖・一時的休業〕
第16条
次の各号に該当する事由が発生した場合、当社は、諸施設の全部又は一部の閉鎖、若しくは休業をすることができる。事前に諸施設の閉鎖又は休業が判明しているときは、当社はその1週間前までに会員に対しその旨告知する。但しこれにより会員の会費支払義務が軽減又は免除されることはない。
1.気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
2.施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合。
3.定期休業等による場合。
4.その他重大な事由によりやむを得ない場合。

〔利用の禁止〕
第17条
次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止する。
1.刺青、タトゥーのある者。
2.伝染病、その他他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有する者。
3.一時的な筋肉の痙攣、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する者。
4.飲酒等により、正常な施設利用ができないと当社が判断した者。
5.医師から運動を禁じられている者。
6.過去に当社より除名された者。
7.その他、正常な施設利用ができないと当社が判断した者。

〔諸費用の変更ならびに運営システム変更について〕
第18条
会員は、本クラブ入会後、入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合、速やかに当社にその旨を届け出さなければならないものとする。

第19条
1.当社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用の変更が必要と判断した場合、これらを変更することができる。
2.当社は、施設運営システムの変更が必要と判断した場合、これを変更することができる。
3.前2項の場合、当社はその変更の一ヶ月前までに、全会員に対しその旨を告知する。

〔会則の改定〕
第20条
当社は、会則等の改定を行う事ができる。なお、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

2020年7月1日
TACHIRYU CONDITIONING GYM
運営会社:株式会社KTAJ